

酸化コバルト(Ⅱ)の毒物指定に関するコバルト系複合酸化物顔料の取り扱いにつきまして

需要家各位

2018年9月13日
複合酸化物顔料工業会

平成30年度第1回 薬事・食品衛生審議会薬事分科会毒物劇物部会 毒物劇物調査会結果及び審議物質の製剤除外等の申請について(薬生薬審発 0730 第4号 平成30年7月30日)におきまして酸化コバルト(Ⅱ)の判定結果が毒物となりました。

この結果に伴ってコバルト系複合酸化物顔料も毒物に該当するのではないかとのお問い合わせが寄せられています。以下に当工業会の見解を以下に記します。

記

当工業会といたしましては、「毒物に該当しない」と結論付けております。

(1) 根拠

コバルト系複合酸化物顔料(例えばコバルトブルー)は、X線回折において特定の結晶構造を有し、特定のCAS No. が付与された単一物質です。

すなわち、酸化コバルト(Ⅱ)とは異なる分子構造を有する化学物質であることより、毒物には該当しないと結論付けております。

(2) 固溶体につきまして

①厚労省に、毒劇法 Q&Aにおける「固溶体」の意味について確認

毒物及び劇物取締法 Q&A 問2-10Iには、「固溶体は混合物(製剤)」である旨が記載されております。

そこで、厚労省化学物質安全対策室に、毒劇法Q&Aにおける「固溶体」の意味を確認させていただきました。

<当方より>

毒物及び劇物取締法 Q&A 問2-10 「毒物及び劇物取締法において、合金、固溶体は混合物(製剤)として扱われますか?」の件で、「固溶体」の意味するところ・定義について、

例えば、Aという化学物質とBという化学物質からあるものを製造した場合、

(1) AとBがそれぞれ混合している状態、要はA分子とB分子がそれぞれ存在している状態

(2) AとBが新たな結合様式を形成してCという化学物質、新たな分子を形成している状態

がある。固溶体の定義は、文献等においては、両方のケースが混在しているように見受けられるが、毒劇法Q&Aという「固溶体」の意味するところ、定義については?

<厚労省>

「化学的にCという新たな化学物質、分子を形成している状態ではなく、AとBがそれぞれ混合している状態を言っている。」

②当会HPでの「固溶体」、当会HPの見直しについて

・これまで、複合酸化物顔料は上記(2)、すなわち「AとBが新たな結合様式を形成してCという化学物質、新たな分子を形成」の意味で使用していた次第です。

・「固溶体」を、毒劇法 Q&Aと異なった意味・定義で使用することは、今後も誤解・混乱を招くこととなりますので、毒劇法 Q&Aにおける意味・定義に合わせるべく、近日中に見直しを行う予定です。

(3) SDS記載内容の件

なお、複合酸化物顔料のSDSにおいて官報公示整理番号が複数記載されている件ですが、これは既存化学物質届出を行う際の便宜上のものであるので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

(平成30年3月30日 薬生発0330第5号 [20180329](#)製局第1号 環企発第18033011号 参照)

以上